

社団法人 焼津青年会議所 2012年度 運営原則

<正副理事長会議>

1. 正副理事長会議は、理事会に先立って必ず開催し、理事会に提出する議案の調整機関として構成者は議論をつくる。
2. 正副理事長会議の運営は総務委員会が担当する。
3. 構成は、理事長・副理事長・専務理事とする。
4. 総括責任者は、専務理事とする。
5. 構成者が必要と認め、専務理事の承認を得たものは、オブザーバーとして出席できる。
6. 議案提出者は決められた期日までに担当副理事長、或いは専務理事を通して議案を提出しなければならない。
7. 正副理事長会議は議決権を有しない。但し、理事会より付記された事項についてはこの限りではない。
8. 正副理事長会議は原則として毎月21日18:30~21:00に開催する。但し、土曜日・日曜日の場合は金曜日に開催するものとする。

<理事会>

1. 理事会は総会に提出する議案、総会から委託された事項、その他業務執行に必要な事項を審議決定する重要な執行機関であり、理事としての自覚のもと臨まなくてはならない。
2. 理事会の運営は総務委員会が担当する。
3. 総括責任者は専務理事とする。
4. 理事会はオブザーバー出席が可能であるが、事前に理事長または専務理事の許可が必要である。
5. 議案提出者は、決められた期日までに担当副理事長或いは専務理事を通して議案を提出しなければならない。
6. 決められた期日までに議案の提出がなされない場合は、理事会上程が不可能となる。
7. 議案提出は決められた書式によって行い、口頭及び電話での提出は認めない。
8. 当日の議案及び資料の持ち込みは認めない。但し、緊急事項は専務理事決裁とする。
9. 理事会議案は、必ず正副理事長会議を経なくてはならない。但し、緊急事項は専務理事決裁とする。
10. 報告事項は、内容の如何を問わず極力書面による報告とする。
11. 議事録の作成は総務委員会で行い、次回正副理事長会議までに作成し、次回理事会にて承認を受ける。
12. 理事会は原則として毎月28日18:30~21:00に開催する。但し、土曜日・日曜日の場合は月曜日に開催するものとする。
13. 理事会を欠席する場合は、必ず代理人を出席させなければならない。但し、代理人は議決権を有しない。

<委員会遵守事項>

1. 委員会前に必ずスタッフ会議を開催すること。
2. 委員会開催5分前には集合する。
3. 青年会議所が行う事業（他の委員会事業等も含む）に積極的に参加する。
4. 委員会では必ず議事録を作成する。
5. 委員会は、その職務範囲を越えて他の委員会・事務局員に代理・代行請負を行わせない。

<委員長・副委員長・運営幹事の役割について>

(委員長・副委員長・運営幹事を委員会の三役とし、スタッフとする)

<委員長の役割>

1. 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
2. 委員会の議長となり、委員会事業計画について研究審議し事業を遂行する。また委員会にて理事会議案の報告・協議を行う。
3. 理事会においては、理事として社団法人焼津青年会議所の運営にあたる。
4. 議案の提出は、担当副理事長或いは専務理事を通じ正副理事長会議を経て理事会に提出する。
5. 各種大会・セミナー・シンポジウム等に委員会の委員とともに積極的に参加する。

<副委員長の役割>

1. 副委員長は、委員長を補佐し、万が一事故ある時は理事会の承認を得てその職務を代行する。
2. 委員会事業計画遂行の為の資料・文献・印刷物等を委員長・運営幹事と十分調整し事前に準備する。
3. 各種大会・セミナー・シンポジウム等に委員会の委員とともに積極的に参加する

<運営幹事の役割>

1. 委員長・副委員長を補佐し、委員会運営が円滑に行えるよう努力する。
2. 例会・委員会開催の委員会メンバーへの連絡、委員会の会場確保、出欠席の確認、委員会議事録の管理を行う。
3. 委員長の指示に従い、委員会の事前準備を行う。
4. 各種大会、セミナー、シンポジウム等に委員会の委員とともに積極的に参加する。

<運営幹事の具体的職務>

1. 委員長と連絡を密にすること
2. 例会・委員会開催日前に委員に電話連絡し出欠を確認する。FAXや電子メールのみの確認は望ましくない。
3. 委員長の指示に従い、資料があれば事前に準備する。
4. 委員会開催日時場所を事務局まで連絡する（ホワイトボードに注意）
5. 委員会開会5分前に集合するように呼びかける。
6. 委員会出欠表（年間分）を用意し、毎回委員会開催時に出欠をとること（遅刻・早退も記入）
7. 委員会議事録を作成し、ファイルの管理をする。
8. 委員会終了後、懇親会のある場合には、設営・会計等を担当する。

<例会>

1. 例会はメンバー全員が参加する場であり、その重要性を考え、時間厳守で参加しなければならない。
2. やむを得ず例会を欠席する場合は、理由書を事前に理事長に提出しなければならない。
3. 例会の運営は理事会の決議によるが、例会の場において会員相互の意志疎通を図ることが大切である。

<服装>

1. 総会・例会においては、背広ネクタイ着用の上、バッジ・ネームプレートをつけ参加する。女性会員はこれに準ずる。(5～10月に開催される総会・例会においてはクールビズとする。)
2. 理事会においては、平服で良いが半ズボン・サンダル履きは禁止とする。委員会時においてもこれに準ずることが望ましい。
3. 公式の行事で制服着用の必要があるときは、紺系統の服を着用することが望ましい。女性会員はこれに準ずる。
4. JCメンバーであることを位置づける必要のある時は、法被を着用する。